

## 議案第48号

### 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、新築・増改築を伴わない既存の住宅等に係る新たな認定制度が導入されるため、市においても所要の措置を講ずるほか、建築基準法の改正による条項の移動に伴い、同法を引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(34)まで（略）	（略）	（略）
(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>	ア及びイ（略） ウ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、 <u>又は改築しようとする場合</u> の基準を適用する住宅である場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)及び(イ)（略） エ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、 <u>又は改築しようとする場合</u> の基準を適用する住宅である場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）であって、確認書又はその写しの添付がなされたものにおいて、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)及び(イ)（略） オ（略）
(36) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する	<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	（略）

審査		
(37)から(77)まで (略)	(略)	(略)
(78) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(79) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(80)から(91)まで (略)	(略)	(略)
(92) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(93) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(94)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(34)まで (略)	(略)	(略)
(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅	<u>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u>	ア及びイ (略) ウ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、若しくは改築し、又は <u>長期優良住宅として維持保全を行おうと</u>

<p>建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u>の認定の申請に対する審査</p>		<p>する場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)及び(イ) (略)</p> <p>エ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、<u>若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</u>であって、確認書又はその写しの添付がなされたものにおいて、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)及び(イ) (略)</p> <p>オ (略)</p>
<p>(36) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画</u>又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u>の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u></p>	<p>(略)</p>
<p>(37)から(77)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(78) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(79) 建築基準法第85条第7項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(80)から(91)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(92) <u>建築基準法第87条の3第6項</u> の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(93) <u>建築基準法第87条の3第7項</u> の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(94)から(130)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1第78号、第79号、第92号及び第93号の改正規定は、公布の日から施行する。